

MaaS を活用した観光客周遊促進支援業務委託 企画提案公募仕様書

1 業務の名称

MaaS を活用した観光客周遊促進支援業務

2 業務の目的

本県では、移動需要の創出及び地域公共交通の利用拡大を図るため、市町村や交通事業者と連携し、MaaS アプリを活用したデジタルチケットの販売や新たなモビリティの導入に関する実証事業を推進している。この一環として、観光分野においても MaaS の活用を広げ、観光客の県内周遊を促進することが求められている。そこで、本業務では、これまでの実証事業で得られた知見を活かし、持続可能で質の高い地域公共交通の実現に資する観光 MaaS の構築を目指し、観光客の周遊促進支援を行うことを目的とする。

(参考)

○MaaS とは

交通 DX の一つ。バス、鉄道、タクシー、シェアサイクル等の様々な移動手段を最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で提供するサービス。また、目的地におけるサービス(観光施設、飲食店等)との連携により、移動の利便性向上や観光振興にも資する移動需要創出のための手段。

○MaaS アプリ

上記 MaaS のサービスを提供するスマートフォン向けアプリケーションソフトウェアやウェブサイト。

○MaaS 実証実験

県内 6 エリア(日田彦山線 BRT 沿線、久留米、有明、筑紫圏域、糸島、宗像～新宮国道 3 号線エリア)において、MaaS アプリを活用し、各地域の実情に応じた、複数の交通手段を組み合わせたルート検索・予約・決済サービスの提供や、便利でお得な企画乗車券の造成、地域ならではの観光情報の掲載等に取り組む。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

(2) 実施エリア

日田彦山線 BRT 沿線エリア(東峰村、添田町)、久留米エリア(久留米市)、有明エリア(柳川市、大牟田市、みやま市)、筑紫圏域エリア(太宰府市、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市)、糸島エリア(糸島市、福岡市)、宗像～新宮国道 3 号線エリア(宗像市、古賀市、福津市、新宮町)

(3) MaaS アプリ

トヨタファイナンスサービス株式会社が運営する MaaS アプリ「myroute(マイルート)」を利用。

(4) 委託業務の内容

- ・観光 MaaS の実現に向け、以下の業務を実施する。なお、委託業務の実施にあたっては、県や各エリア MaaS 検討会議（構成メンバー：県（事務局）、市町村、地元の交通・観光事業者等）と協議を行いながら進めること。
- ・毎月の業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月 10 日までに県に提出すること

① 各エリア MaaS 検討会議への出席・アドバイス支援

- ・MaaS 実証実験について検討・実施する場として実証エリアに設置される各エリアの MaaS 検討会議へ出席し、観光 MaaS の実現に向けたアドバイスをを行うこと。（検討会議は各エリア月 1 回程度開催予定）

② 企画乗車券の造成に関する支援

- ・各エリアの MaaS 検討会議が造成する交通チケットと地域の飲食店や観光施設の割引・サービスを組み合わせた企画乗車券の企画及びその企画乗車券に関わる交通事業者や体験型観光事業者、飲食店等の関係者との調整や割引の協力依頼に関する業務を実施すること。
- ・実施にあたっては、各エリアの MaaS 検討会議とも連携しながら行うこと。
- ・県からの要請に応じて、各エリア 1 種類以上の企画乗車券が造成できるよう積極的に企画を提案し、造成につながるよう支援すること。

③ MaaS アプリへの観光情報等の掲載

- ・MaaS アプリを活用し、実施エリアにおいて旅行者に観光地のおすすめ情報やクーポン情報を発信し、観光スポットや飲食店、お土産店等、滞在先での消費を促進する有益な情報を収集し、MaaS アプリに掲載すること。
- ・MaaS アプリに登録するスポット情報については、各エリア 20 個以上、特集記事は各エリア 2 記事以上を目安とする。

④ MaaS ウェブサイトへの観光情報等の掲載および分析

- ・③で収集・掲載した情報については、福岡県企画・地域振興部交通政策課が制作する MaaS 普及啓発 Web ページ (<https://fukuoka-maas.jp/>) に掲載すること。掲載にあたっては、サイトを運営する株式会社三広と連携すること。ページごとのアクセス解析等によるページ閲覧者数、新規閲覧者数、滞在時間、流入元及びそれらの推移等の分析結果と併せて、今後の記事制作およびプロモーションに関する展望及び改善策の提案を行うこと。

⑤ 県観光サイト「クロスロードふくおか」への観光情報等の掲載

- ・④で収集・掲載したスポット情報および記事の内容を改稿し、県観光ウェブサイト「クロスロードふくおか」に掲載すること。掲載にあたっては、サイトを運営する公益社団法人福岡県観光連盟および株式会社トラベルジップと連携すること。なお、記事の作成費用および取材費用等は委託費に含むこととする。

クロスロードふくおか スポット情報 : <https://www.crossroadfukuoka.jp/spot>

特集記事 : <https://www.crossroadfukuoka.jp/feature>

4 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること。

(1) 各エリアのコンセプト

観光 MaaS の構築に向け、各エリアへの誘客・周遊を促進するため、エリアの特性を考慮した、各エリアのコンセプトを提案すること。

実施エリア：日田彦山線 BRT 沿線エリア（東峰村、添田町）、久留米エリア（久留米市）、有明エリア（柳川市、大牟田市、みやま市）、筑紫圏域エリア（太宰府市、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市）、糸島エリア（糸島市、福岡市）、宗像～新宮国道 3 号線エリア（宗像市、古賀市、福津市、新宮町）

(2) 各エリアのターゲット層

(1) 各エリアのコンセプトに基づき、観光 MaaS の構築に向けた各エリアのターゲットの具体像について、提案すること。

(3) 企画乗車券

各エリアの地域資源を組み合わせた魅力ある企画乗車券の企画案を提案すること。

(4) MaaS アプリおよびに掲載する観光情報等の収集・掲載および分析手法

MaaS アプリに掲載する各エリアの観光情報（観光スポット、飲食店、イベント等）について、どのような体制で、どのように収集・掲載するかを提案すること。また、ウェブサイトへ掲載した情報についてどのように分析を実施するのか提案すること。

(5) 独自提案事項

提案者の知見や他事例を参考に、本県 MaaS 実証実験における観光客周遊促進の方策があれば提案すること。なお、業務を実施するにあたり、上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば、本事業全体の委託料の範囲内で積極的に提案すること。

(6) 見積価格

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

5 実績報告

委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日（火）のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式は任意）を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

・委託業務の実施内容

- ・委託業務の成果
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。

6 委託業務限度額

6, 653千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 業務を遂行する上で必要な事務

- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。
- ・企画検討、連絡調整のため、必要に応じて県との打ち合わせを行い、業務の進捗状況、実施計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも随時連絡調整を行うこと。
- ・業務全体の実施計画、報告方法・時期等について、あらかじめ県と協議を行い決定すること。また、個別業務の実施の際は、県の意向を尊重し、実施時期及び内容について県と適宜協議を行うこと。
- ・業務の遂行に関し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- ・データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ・本業務に必要な経費は、全て受託者が負担すること。
- ・関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

8 著作権

- ・受託者が本業務により制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と受託者の協議の上、取り扱いを決定するものとする。
- ・成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれる場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- ・成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続きを行うこと。
- ・他者が有する著作権の侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うこと。

9 その他

- ・ 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。
- ・ この仕様書は、業務の実施方法の大要を示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- ・ 本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・ 本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者の双方で別途協議を行うこととする。